

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 予納特別税額に係る還付加算金の額の計算方法等について、所要の規定の整理を行うこととする。(第7条、第8条、第10条、第13条関係)
- 2 この政令は、令和4年1月1日から施行することとする。(附則関係)